



議会報

ならは



ならSUNフェスでの餅まき(11月9日)

令和元年9月定例会 会期 9/10(火)~12(木)

- ▶ 令和元年9月定例会……………2~5ページ
- ▶ 臨時議会……………6~7ページ
- ▶ 議会の足跡……………8ページ
- ▶ 町政を問う!【いっぱん質問】……………9~12ページ
- ▶ 委員会のうごき……………13~15ページ
- ▶ 議会報告会並びに意見交換会/開会予定……………16ページ

令和元年

第186号

12月5日
発行



4月にオープンした屋内体育施設「スカイアリーナ」

令和元年第10回9月定例会は、9月10日～12日までの3日間の会期で行われました。

提案された報告2件、各会計の決算認定6件、条例の制定2件、条例の改正7件、各会計の補正予算6件、町復興計画の策定1件、土地の取得1件、町道の認定1件・廃止1件・変更3件、教育委員の任命同意1件、人権擁護委員候補者の推薦2件と、委員会発議1件の計34件について、慎重に審議された結果、すべて原案どおり認定・可決・同意されました。

平成30年度一般会計歳入歳出決算

《歳入総額》	211億4,762万1,025円
《歳出総額》	196億1,332万2,540円
《歳入歳出差引額》	15億3,429万8,485円
《翌年度へ繰越すべき財源》	7億9,478万7,357円
《実質収支額》	7億3,951万1,128円

◆主な事業

屋内体育施設整備事業 /	25億8,053万6,000円
カントリーエレベーター施設整備事業 /	25億7,482万0,000円
商業施設整備事業 /	13億8,427万5,000円

◆認定【賛成全員】



今秋から稼働したカントリーエレベーター

令和元年9月定例会

平成30年度決算を認定しました！

平成30年度特別会計歳入歳出決算

国民健康保険特別会計

《歳入総額》	19億6,425万8,575円
《歳出総額》	18億8,605万8,858円
《歳入歳出差引額》	7,819万9,717円

◆認定【賛成全員】

住宅用地造成事業特別会計

《歳入総額》	7億7,852万0,192円
《歳出総額》	7億0,644万4,216円
《歳入歳出差引額》	7,207万5,976円

◆認定【賛成全員】

後期高齢者医療特別会計

《歳入総額》	3,502万9,819円
《歳出総額》	3,472万2,201円
《歳入歳出差引額》	30万7,618円

◆認定【賛成全員】

下水道事業特別会計

《歳入総額》	5億7,632万2,531円
《歳出総額》	5億3,858万5,279円
《歳入歳出差引額》	3,773万7,252円

◆認定【賛成全員】

介護保険特別会計

《歳入総額》	10億5,617万2,792円
《歳出総額》	9億4,348万9,256円
《歳入歳出差引額》	1億1,268万3,536円

◆認定【賛成全員】

報 告

平成30年度一般財団法人 檜葉町振興公社の経営状況報告

《収入合計》	4億5,834万2,658円
《支出合計》	4億8,529万3,334円
《差引額》	▲2,695万0,676円

平成30年度一般社団法人 ならはみらいの経営状況報告

《収入合計》	2億7,813万6,898円
《支出合計》	2億7,813万6,898円
《差引額》	0円

条例の制定

会計年度任用職員の給与及び費用 弁償に関する条例

- 地方公務員法等の施行に伴い、会計年度任用職員の任用等に関する規定を整備するため制定。

◆可決【賛成全員】

森林環境譲与税基金条例

- 森林整備とその促進を図るため譲与される森林環境譲与税を財源とする基金を設置するため制定。

◆可決【賛成全員】

土地の取得

産業再生エリア整備事業 (第3期) 用地

◆所 在	下繁岡字野中沢16番1 外22筆
◆面 積	41,435㎡ (地目: 田 外)
◆取得価格	9,146万4,950円
◆地権者数	8名

◆可決【賛成全員】



4月に再オープンした道の駅ならは

条例の改正

手数料徴収条例

●コンビニエンスストア等における証明書の自動交付サービスの導入に伴い改正。

◆可決【賛成全員】

土地開発基金の設置、管理及び処分に関する条例

●大規模な土地取得に係る事業の減少に伴い基金の額を減額するため改正。

◆可決【賛成全員】

印鑑登録及び証明に関する条例

●住民基本台帳法施行令等の改正及び、コンビニエンスストア等における自動交付サービスの導入に伴い改正。

◆可決【賛成全員】

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

●子ども・子育て支援法の改正に伴い、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため改正。

◆可決【賛成全員】

道路占用料徴収条例

●消費税率及び地方消費税率の引き上げ等に伴い改正。

◆可決【賛成全員】

スポーツ公園条例等の改正

●消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い改正。

◆可決【賛成全員】

町立子ども園条例

●子ども・子育て支援法の改正に伴い、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため改正。

◆可決【賛成全員】



あおぞら子ども園

補正予算

一般会計（第4号）

《補正額》 19億7,142万円の増額

《予算総額》 152億6,100万円

◆主な事業

産業再生エリア整備事業/ 5億8,737万円

波倉線道路改築工事/ 2億0,508万円

◆可決【賛成全員】

下水道事業特別会計（第1号）

《補正額》 3,696万7千円の増額

《予算総額》 5億6,018万8千円

◆主な事業

一般会計繰出金/ 3,773万7千円

◆可決【賛成全員】

介護保険特別会計（第2号）

《補正額》 1億1,700万円の増額

《予算総額》 10億9,279万3千円

◆主な事業

介護給付費準備基金積立金/ 8,015万円

◆可決【賛成全員】

国民健康保険特別会計（第1号）

《補正額》 8,604万6千円の増額

《予算総額》 15億1,317万4千円

◆主な事業

一般保険者療養給付費/ 7,077万1千円

◆可決【賛成全員】

住宅用地造成事業特別会計（第1号）

《補正額》 1億2,584万8千円の増額

《予算総額》 1億2,683万8千円

◆補正事業

一般会計繰出金/ 1億2,584万8千円

◆可決【賛成全員】

後期高齢者医療特別会計（第1号）

《補正額》 30万7千円の増額

《予算総額》 3,204万4千円

◆補正事業

一般会計繰出金/ 30万7千円

◆可決【賛成全員】

復興計画の策定

〈第二次〉第三版

●これまでの取り組みを総括し、「新生ならば」の実現を目指す、新たな基本計画を策定。

◆可決【賛成全員】

同意

教育委員の任命

●小栗 厚 氏（上繁岡）
●任期満了に伴い再任。

◆同意【賛成全員】

諮問

人権擁護委員候補者の推薦

●安藤 英明 氏（下小墾）
●任期満了に伴い再任。

◆可決【賛成全員】

●佐藤 雄一 氏（北 田）
●前任者任期満了に伴い新任。

◆可決【賛成全員】

町道の認定／廃止／変更

林東2号線の認定

●県道広野小高線バイパス工事に伴い移管される区間を町道とする。

起点：下繁岡字林東37番9

終点：下繁岡字林東89番8

◆可決【賛成全員】

宿田・河口線外5路線の廃止

●津波で被災し、一般交通の用にしない町道を廃止する。

◆可決【賛成全員】

波倉線外6路線の変更

●県道広野小高線バイパス工事に伴い、波倉線外6路線の起終点、路線名等を変更。

◆可決【賛成全員】

ならはスマートインター線外1路線の変更

●ならはスマートインター線と熊野・今中線を連結するため、ならはスマートインター線外1路線の起点及び終点を変更。

◆可決【賛成全員】

中満・天神岬線外3路線の変更

●中満・天神岬線改築工事に伴い、本路線外3路線の起終点、路線名等を変更。

◆可決【賛成全員】

請願・陳情書を提出される方へ

請願・陳情書の記載内容や添付書類などに不備がある場合、受け付けが出来ないことがありますので、ご注意ください。

《留意事項》

- 一つの案件ごとに作成してください。
- 提出年月日、住所、氏名、電話番号を記載し押印をお願いします。
- 請願者が多数の場合は、ほか〇〇名と付記し、別紙として、全員分の住所、氏名、押印がされている連名書または同意書等を添付してください。
- 請願には必ず、議員1名以上の署名押印が必要（陳情の場合必要なし）です。
- 内容には、何をどの様に処理して欲しいか等具体的に明記してください。
- 意見書や要望書等の提出を求める場合は、その案文を必ず添付してください。
- 提出は、次期定例会のおよそ10日前までに提出をお願いします。
- その他、関係する書類等があれば添付してください。



全面開通が待たれる浜街道

委員会 発議

町長の専決処分事項の指定

●発議 議会運営委員会
●50万円以下の損害賠償に係る事件及び議会の議決を経て締結した請負契約の少額な契約金額の増減について、町長の専決処分事項に追加指定する。

◆可決【賛成全員】

臨時議会

令和元年第9回8月臨時議会

会期 令和元年8月29日

工事請負契約締結

薬局整備工事

- 契約相手 合資会社諸橋建設工業
- 契約金額 7,236万円
- 概要 北田字中満地内に新たに薬局を整備する。業務運営者は、今後公募し決定する。

◆可決【賛成全員】

選任

常任委員の選任

- 任期満了に伴い選任。
- ※下段のとおり

議会運営委員の選任

- 任期満了に伴い選任。
- ※下段のとおり

委員会構成が新しくなりました!!

議会運営委員会

◎	猪 狩 守
○	結 城 政 重
	関 本 範 貞
	宇佐見 雅 夫
	古 市 福 男

- ◎ = 委員長
- = 副委員長

《任期》令和元年9月1日～令和3年8月31日
(2年間)

総務環境常任委員会

◎	宇佐見 雅 夫
○	岩 間 尊 弥
	大和田 信
	猪 狩 守
	古 市 福 男

経済福祉常任委員会

◎	関 本 範 貞
○	草 野 公 雄
	鈴 木 恒 男
	渡 邊 修 三
	結 城 政 重

原子力発電所 安全対策常任委員会

◎	草 野 公 雄
○	大和田 信
	岩 間 尊 弥
	関 本 範 貞
	宇佐見 雅 夫
	結 城 政 重

東日本大震災及び原子力 災害に関する特別委員会

◎	結 城 政 重
○	猪 狩 守

※議長を除く全議員

専決処分の報告（契約変更）

甘藷貯蔵施設等敷地造成工事

- 契約相手 株式会社五大
- 変更前 1億7,604万円
- 変更後 1億7,930万円（326万円増額）
- 増額理由 消費税率の引上げによる増額。

薬局整備工事

- 契約相手 合資会社諸橋建設工業
- 変更前 7,236万円
- 変更後 7,370万円（134万円増額）
- 増額理由 消費税率の引上げによる増額。

前原地区仮置場撤去工事

- 契約相手 草野建設株式会社
- 変更前 5,659万2千円
- 変更後 5,764万0千円（104万8千円増額）
- 増額理由 消費税率の引上げによる増額。

甘藷用トラクター及びアタッチメント （その2）機械購入

- 契約相手 株式会社南東北クボタ 双葉営業所
- 変更前 3,626万6,400円
- 変更後 3,693万8,000円
（67万1,600円増額）
- 増額理由 消費税率の引上げによる増額。

工事請負契約締結

羽山堰掛外基盤整備工事

- 契約相手 株式会社ユタカ建設
- 契約金額 7,920万円
- 概要 羽山用水路外のゲート補修等及び下井出、萩平、大谷寺下地区の農地基盤整備工事。

◆可決【賛成全員】

下繁岡地区基盤整備工事

- 契約相手 加藤建設株式会社
- 契約金額 1億0,560万円
- 概要 下繁岡地区の農地基盤整備工事。

◆可決【賛成全員】

林業専用道七曲巻返線開設工事

- 契約相手 株式会社五大
- 契約金額 6,545万円
- 概要 山田岡字七曲巻返地内に林業専用道を開設する工事。

◆可決【賛成全員】

農業の復興をめざす



工事請負契約変更

笑ふるタウンならは災害公営住宅 再生可能エネルギー設備導入工事

- 契約相手 積水ハウス株式会社
仙台シャームゾン支店
- 変更前 4億7,844万円
- 変更後 4億8,730万円（886万円増額）
- 増額理由 消費税率の引上げによる増額。

◆可決【賛成全員】

トマト栽培施設整備工事

- 契約相手 株式会社トセキ東北
- 変更前 5億2,380万円
- 変更後 5億3,350万円（970万円増額）
- 増額理由 消費税率の引上げによる増額。

◆可決【賛成全員】

議会の足跡【8月～10月】

日付	8月
1	第8回8月議会臨時会
	議会全員協議会（楡葉町復興計画<第二次>第三版（案）について）
4	福島第一廃炉国際フォーラム（富岡町）
6	双葉地方町村会・議会議長会合同要望活動（復興庁 ほか）
	楡葉町・富岡町の復興に向けた緊急要望活動（経済産業省 ほか）
7	東日本大震災及び原子力災害に関する特別委員会（原子力発電所の安全に関することについて）
8	全国原子力発電所立地議会サミット実行委員会（東京都）
10	白ハトグループ加工工場、しろはとファーム貯蔵施設視察（宮崎県）
11	吉崎市との友好姉妹都市提携調印式（長崎県吉崎市）
15	町内野球大会「絆」（盆野球大会）開会式（SOSO.Rならはスタジアム）
21	福島県町村議会正副議長、事務局長研修会（福島市）
24	双葉地方還暦軟式野球大会開会式（SOSO.Rならはスタジアム）
26-28	東日本大震災及び原子力災害に関する特別委員会視察調査（富山県舟橋村）
29	第9回8月議会臨時会
31	福島ファイヤーボンズチャリティーマッチ（ならはスカイアリーナ）

日付	9月
3	議会運営委員会
5-6	議会合同委員会
8	議長杯パークゴルフ大会（広野町）
9	カントリーエレベーター及び自動ラック式米農業用低温倉庫稼働式
10-12	第10回9月議会定例会
15	木戸八幡神社例大祭
17	小泉環境大臣来庁
18	楡葉町敬老会
	田中復興大臣来庁
28	あおぞらこども園運動会
30	東日本大震災及び原子力災害に関する特別委員会（除染仮置場の現状）
	天神岬スポーツ公園を核とする交流人口拡大に関する調査特別委員会（サイクリングターミナル）
	横山復興副大臣と議会議長との意見交換会（福島市）
日付	10月
3	双葉地方町村会・議会議長会合同要望活動（復興庁 ほか）
5	ふたばワールド2019 in Jヴィレッジ
7	楡葉町婦人会と議会との意見交換会
8	宮崎県都農町議会総務産業建設常任委員会行政視察
9	議会運営委員会
10	双葉郡戦没者追悼式（広野町）
11	第11回10月議会臨時会
15	楡葉町戦没者追悼式・慰霊祭
18	東日本大震災及び原子力災害に関する特別委員会（スカイアリーナの実態調査）
19	楡葉南北小学校学習発表会
20	楡葉町消防団秋季検閲式
23	全国原子力発電所所在町村協議会全体会議（東京都）
25	川内村村制130周年記念式典
26	楡葉中学校文化祭「ゆずり葉祭」
29	東日本大震災及び原子力災害に関する特別委員会（オフサイトセンターの実態調査）
	静岡県磐田市議会議員行政視察



10/7 婦人会との意見交換会

のぼん登問

3 議員が質問

9月定例会では、3議員が一般質問を行い、町の対応や考え方などを問いました。

その質疑応答の要点をお知らせします。

1 岩間 尊弥 議員……10ページ

- 東京オリンピック、聖火リレーについて
- 健康増進とスポーツの振興について

2 結城 政重 議員……11ページ

- 第二原子力発電所の廃炉について

3 宇佐見雅夫 議員……12ページ

- 町の教育方針について
- スポーツ施設の利用拡大を目指す取り組みについて

町政を問う！



町政を問う！

岩間 尊弥 議員



◆東京オリンピック、聖火リレーについて

2020年7月開会の東京オリンピック・パラリンピックは「復興五輪」と位置付けられ、聖火リレーの国内のスタート地が、我が檜葉町のJヴィレッジに決定した。

問 聖火リレーの町内の詳細なルートと走行距離は。

答 (町長) 現在、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(以下、「組織委員会」)において、全国を通過するルートや距離について検討中であり、現時点では、詳細が示されていない。今年の12月末に公表される予定である。

問 ルートの決定に当たり、町は組織委員会に対し、これまでどのような働きかけをしてきたのか。

答 (復興推進課長) ルートは組織委員会が選定するものであり、地元の

意見を聞いて選定するものではない。

問 聖火リレー出発式での町独自の取り組みは。

答 (町長) 3月26日の本町での日程は、まず、東京大会のグランドスタート式がJヴィレッジで開催され、その後、町内を聖火がリレーされるといふ、二つのイベントが開催される。グランドスタート式では、会場周辺での町民参画による盛り上げやPR活動を検討しており、聖火リレーについては、今後示される町内のスタート・ゴール地点でのイベントの開催、沿道での町民による応援の実施を検討している。

提言 当日は、送迎バスを運行する等して、沿道を全町民で埋め尽くし、小旗を振って盛り上げて欲しい。

問 オリンピック開催中の町独自の取り組みは。

答 (町長) 啓発のぼり旗や横断幕などを町内の主要箇所に設置し、聖火リレーと東京大会への気運醸成を図る。また、大会開催中は、交流館やコミュニティセンター等において、大型スクリーンを利用したパブリックビューイングを計画している。

問 今回のオリンピックは復興五輪であり、聖火は「復興の火」と位置

づけられている。ゴールの新国立競技場と同様に、スタート地である檜葉町でも「復興の火」を灯せないか。

答 (復興推進課長) オリンピックでは、リレーが終わった後、聖火を残してはいけないというルールがあり、不可能かと思われる。

提言 少しでも可能性があるのであれば、働きかけをお願いしたい。

◆健康増進とスポーツの振興について

復興計画では、町が推進する復興の二本柱であった「魅力ある教育」と「農業の再生」に「健康増進とスポーツの振興」を加え、3つの重点施策として掲げている。

問 改正健康増進法に対する町の対応は。

答 (町長) 役場本庁舎及び東庁舎は、指定喫煙所以外での喫煙は禁じる対応をとっており、町教育関連施設も、指定場所以外での敷地内禁煙をすでに実施している。

問 受動喫煙を防止する一方、喫煙者の権利を尊重する必要もある。現在、町内の人が集まる場所に喫煙所はどの程度設置されているのか。

答 (総務課長) 喫煙所と言えるものは3カ所。現状、吸わない方は立ち

寄らないような場所に喫煙所として簡易に設置している所もある。

問 法の改正によって、受動喫煙防止はマナーからルールに変わるわけで、困いのあるしっかりした喫煙所を人の集まる場所に整備していく必要性があると考えますが。

答 (総務課長) 今後早急に、分煙が徹底される環境を整えていきたい。

問 スカイアリーナでの各種大会の開催実績は。

答 (教育長) 町や双葉郡主催により、フットサル大会が2回、バレーボール大会が1回、バスケットボール大会が1回開催されている。

問 スポーツ合宿の実績は。

答 (教育長) 男子フットサル日本代表候補や福島ファイヤーボンズをはじめ、実業団、学生、少年野球クラブ等の団体が利用している。

問 低料金で宿泊できる宿泊施設があればと思うが、合宿所を整備する考えはあるか。

答 (教育総務課長) 現時点では、Jヴィレッジやサイクリングターミナルなど既存の環境を最大限に活用しながら、今後、合宿所の整備について検討していきたい。

町政を問う！



◆第二原子力発電所の廃炉について

平成25年12月定例会において、福島第二原子力発電所（以下、「第二原発」）の廃炉を決議して以来、当議会は毎年、国や東京電力ホールディングス株（以下、「東京電力」）に対する要望活動の中で一貫して廃炉を求めてきたが、ようやく東京電力も正式に廃炉を決定した。

① 廃炉の概要について

問 わずか一週間で廃炉が決定されたが、その経緯について。

答（町長） 7月24日、東京電力から福島県及び楡葉・富岡両町に、廃炉計画の概要等について報告と協力の要請があった。町は、復興対策本部会議で検討を行い、対応方針を決定し、7月30日に県及び両町から東京電力へ回答を行った。翌31日、東京電力の取締役会において廃炉が正式に決定された。

問 当町では、復興対策本部会議で受け入れを決めたところがあるが、その構成メンバーは。

答（復興推進課長） 町長を筆頭に三役、プラス管理職で組織をしている。

問 なぜ、議会に相談しなかったのか。その理由は。

答（くらし安全対策課長） 廃炉に向けた東京電力の考え方について理解し、県・立地町の3者協議により回答したもの。議会も、一日も早い廃炉を望んでいると考えた。

問 今後重要な案件については、一定の期間をとって、町も議会に丁寧な説明をすべきと思うが。

答（くらし安全対策課長） 今後、具体的な計画が示された段階で、議会と情報を共有していきたい。

問 使用済燃料を保管する貯蔵施設の規模や設置する場所は。

答（町長） 現段階では未定である。

問 現在約1万体の使用済燃料が第二原発にあるが、これを保管するのに必要なキャスクの数は。

答（くらし安全対策課長） 1基に約50〜70体の使用済燃料が入るため、140から200基のキャスクが必要と考えられる。

問 廃炉作業が終了する40年後までには、必ず県外へ搬出すると説明しているが、その担保は。

答（町長） 「遅くとも廃炉終了までに、全量を県外に搬出することが廃炉の大前提である」と回答しており、可能な限り早期の搬出を求めている。

問 現在、東京電力と日本原子力発電とで青森県むつ市に建設中の中間貯蔵施設に搬出すべきと思うが。

答（町長） 国が最終的に決定することだが、可能性としては大きいと町としても考える。

問 町も、国や東京電力に対して知事同様、県外搬出の声を強く発信すべきではないか。

答（町長） 国が関与しなければ進まない。立地町、県、国、事業者と連携し、しっかりと進めていきたい。

問 第二原発との安全確保協定の締結をいつ頃予定しているのか。

答（町長） 現段階では未定である。県・富岡町と協議し、協定締結に向けて進めていく。

問 協定書に「必ず廃炉作業が終了するまでは、県外に搬出する」という文言を入れるべきと思うが。

答（町長） 協議の中で発言していく。仮に協定に文言が入らない場合も、

県外搬出を担保できる仕組みづくりを国等に働きかけていく。

① 財政面について

問 廃炉の決定により、交付金関係はどのようになるのか。

答（町長） これまでの電源交付金等は終了し、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金が、廃止後10年間、総額約40億円が交付される試算である。しかし、第二原発は、計画廃炉とは事情が異なるため、現行制度に代わる財政処置を、国に対して引き続き要望していく。

問 大規模償却税は、今まで通り維持されるのか。

答（町長） 廃炉工程のなかで、緩やかに減少していくと予測している。

問 最終処分場が決まっていない現段階での使用済燃料貯蔵施設は、そのまま崩壊しに第二原発の敷地内に固定化される危険性が強い。今後締結される安全確保協定書には、県外搬出の明文化と、大熊、双葉両町にある中間貯蔵施設と同様、40年後には必ず県外へ搬出するといった内容の法制化に向けて努力すべきと思うが。

答（町長） 町民の安全第一を掲げ、県・事業者等としっかりと議論を重ねていきたい。

町政を問う！

宇佐見 雅夫 議員



◆町の教育方針について

復興の柱にしている教育の充実(日本一の教育を目指す)は、現在、中学校校舎で南・北小学校と中学校が連携しながら、さまざまな取り組みをしている。今後は南・北小学校を統合し、小・中の9年間で独自にカリキュラムが組め、特色ある教育を打ち出せる一貫教育を模索すべきと思われる。

問 どのような教育方針を立て日本一を目指しているのか。

答(教育長) 地域の復興・発展に貢献できる人材を育成するため、「日本一の教育」をスローガンに教育の充実を図っている。①少人数であることを生かした教育、②地域課題を発見し解決するような、主体的な学びを通して、これからの社会を生き抜く人材を育てる教育、③「非認知スキル」と呼ばれる能力を伸ばす教育、

④自分の得意なフィールドで活躍し、地域の復興や発展に貢献できる人材を育成する教育の4つを教育方針としている。

問 2020年度までに南・北小を統合する時期を決めるとの報道もあるが、検討委員会ではどのような議論をしてきたのか。

答(教育長) 今年5月、学校運営等検討委員会を設置し、「小学校の統合について」、「小学校と中学校の連携について」の3項目を議論してきた。

問 その結果についてはどのようにまとめられたのか。

答(教育総務課長) 小学校の統合については、委員の大部分の方が統合すべきという意見であった。両校が培ってきた伝統、歴史、地域との関わり、つながり等を十分配慮しながら統合を進めるべきとのこと。

小学校の校舎については、今後の児童生徒の推移等を勘案すると、現在、榎葉まなび館として使っている南小学校を校舎とすることが望ましいとのこと。

小学校と中学校の連携について、引き続き具体的な内容について検討しながら連携を進めるべきという内容である。

問 現在の小中連携から小中一貫教育へ移行すべきと思うが。

答(教育長) 当面は、小中の連携教育を推進していく方針である。しかし、将来的には県内市町村の動向等を視野に、小中一貫方式の導入も検討していく。

◆スポーツ施設の利用拡大を目指す取り組みについて

震災後、総合グラウンド内のならは球場、スカイアリーナの建築など、復興の柱にスポーツ施設の利用促進を見据え、「健康づくり」を加えている。PRを図り、町内外の個人、企業や団体等の利用者を増やし、交流人口拡大へ繋げるべきではないか。

問 スカイアリーナの施設利用者からの声で改善を検討する課題があるか。

答(教育長) フィットネスルームのマシンについて、追加の要望が複数寄せられており、対応を検討している。

問 総合グラウンドをスポーツの拠点として周知するため、「スカイアリーナ」のように愛称を募集する考えはあるのか。

答(教育長) 総合グラウンドは、公園の名称として開設当初から町内外に親しまれている。県内の主要な他

の運動公園は、公園内の体育施設等にネーミングライツ等を採用し、施設が愛称で親しまれている。町外の施設の利用を勘案しながら、愛称命名のメリットを踏まえ検討していく。

問 野球場等の利用促進のためどのような取り組みをしているのか。

答(教育長) 総合グラウンド全体の利用促進を図るため、スポーツ少年団等の大会や合宿を行ってもらえるよう、関係協会等に積極的なPRに努めている。

問 自炊しながら宿泊できる宿泊施設(研修所、合宿所)を整備する考えはないか。

答(教育長) さまざまな団体の方にJヴィレッジやサイクリングターミナルなど町内の施設に宿泊してもらい、合宿や大会を誘致していく。合宿施設のニーズは高まっているが、現時点では、町にある環境を最大限に生かし、スポーツの振興に取り組んでいきたい。

問 自炊できる環境が整って初めて、戦略的な広報活動による総合グラウンドの利用拡大につながると思う。自炊できる環境の整備を図るべきでは。

答(教育長) 大変重要であり、しっかりと検討させていただく。

原子力発電所安全対策常任委員会

原子力発電所の安全に関する調査

【調査日：令和元年8月7日】

1 福島第二の廃炉正式決定までの経緯

- (1) 平成30年6月14日 東京電力社長が福島県知事を訪問した際、「福島第二の全号機を廃炉の方向で具体的に検討を進めていく」旨を表明。
- (2) 令和元年7月24日 東京電力から福島県と立地両町への検討状況報告及び協力要請。
- (3) 令和元年7月30日 県・両町から東京電力へ回答。
- (4) 令和元年7月31日 東京電力取締役会で廃炉を正式決定。東京電力から県と両町が報告を受ける。

本年7月、東京電力ホールディングス（株）（以下「東京電力」）では、当町に立地している福島第二原子力発電所（以下「福島第二」）の全号機廃炉を正式決定した。
当委員会では、原子力発電所の安全に関する調査として、正式決定までの経緯や廃炉の内容について、東京電力に説明を求めた。

2 廃炉の概要

- (1) 廃炉工程
 - 1基あたり30年程度の工程。
 - 福島第一原子力発電所（以下「福島第一」）の廃炉と並行するため、全4基の廃炉を終えるには40年を超える見通し。
- (2) 使用済燃料の取扱い
 - 使用済燃料（約1万本）は、廃炉終了までに全量県外へ搬出する方針。できるだけ早期の搬出に努める。
 - 廃炉を円滑に進めるため、乾式キャスクによる貯蔵施設を構内に設置。使用済燃料プールからの燃料取出しを計画的に実施。
- (3) 廃炉を通じた地域振興に向けた取り組み
 - 資機材の調達を含め、地元企業が参画可能な多くの機会を設定。
 - 廃炉に伴い発生する解体物は法に基づき適切に処理。解体物の保管容器調達や有用物の有効利用促進などを通じて、地域の振興にも寄与。

○ 福島第一の廃炉とあわせて検討・具体化し、地域住民に計画段階から丁寧に説明し、ともに廃炉を進める。

3 乾式キャスクの安全性について

- (1) 乾式キャスクは、使用済燃料の冷却に水や電源を使用しない安全性に優れた貯蔵方式。多くの採用実績がある。
- (2) 福島第二の乾式貯蔵施設では、具体的な計画がまとまった際に速やかに搬出できるよう、輸送の認可を取得済みである輸送・貯蔵兼用キャスクを使用予定。

4 まとめ

東京電力による福島第二の廃炉正式決定については、平成25年12月より継続して廃炉を求めてきた当議会としては、一定の評価をするものである。

しかし、今回東京電力は、廃炉の正式決定と使用済燃料の貯蔵施設新設という重要な案件を、県と町への説明のみで強行した感は否めない。今後、重要な案件については、立地町議会や地域住民に対し丁寧な説明をするよう、町及び東京電力に対し強く求めた。

また、町民からは、使用済燃料の貯蔵施設が、恒久的な保管となることへの不安の声が聞かれる。次の世代のためにも、40年以内に全量県外へ搬出することを安全協定内に明文化することを求めた。併せて、廃炉後の敷地の利活用について、現段階から検討するよう要望した。



東京電力からの説明を受けました

総務環境常任委員会

町税の現状について

【調査日：令和元年7月9日】

1 税収の推移（単位：千円）

区分	H22	H27	H28	H29	H30
町税	2,288,014	1,709,715	1,698,119	1,933,294	1,944,537
町民税	329,822	371,491	380,269	530,280	562,293
固定資産税	1,870,382	1,262,557	1,239,319	1,326,855	1,295,655
軽自動車税	15,759	14,388	17,604	18,016	19,177
町たばこ税	50,808	58,309	52,413	45,140	54,407
入湯税	21,243	3,070	8,514	13,003	13,005
国民健康保険税	168,721	3,400	18,569	26,990	29,065

町税は、町が行政サービスを提供するうえで基盤となる財源である。震災後の各種減免措置がほぼ終了し、通常課税に戻りつつある中、当委員会では、町税の現状として、税務課より説明を受けた。

2 収入未済額の推移（単位：千円）

区分	H28	H29	H30	H30 不納 欠損額
町税	3,295	15,258	38,474	142
町民税	2,294	13,507	34,515	43
固定資産税	6	758	3,174	0
軽自動車税	995	993	785	99
町たばこ税	0	0	0	0
入湯税	0	0	0	0
国民健康保険税	6,471	8,215	9,268	78

3 まとめ
今回の調査により、固定資産税や国民健康保険税など、減免措置の影響により震災前の収入額を大きく下回っている一方、法人住民税など税収が増加している税目もあり、概ね震災前の状況に戻りつつあることが確認できた。
しかし、今後国による減免措置の終了に伴い滞納者の増加が予想され、税負担の公平性を確保するためにも、より一層の収納率の向上策が必要である。さらに、本町に立地する福島第二原子力発電所の廃炉が正式に決定したことに伴い、税収の6割以上を占めている固定資産税にどのような影響が出るのか、早急な影響額の試算と減収となる場合の財源確保へ向けた取組みを求めた。

定住人口促進対策について（富山県舟橋村）

【調査日：令和元年8月26～28日】

舟橋村吉田課長（右）から説明を受けました



○人口推移

	S63	H10	H20	R1
人口	1,445	1,866	2,941	3,137
世帯数	349	529	947	1,097

震災と原子力災害により大きな打撃を受けた当町にとって、今後急速に進む人口減少の中、定住人口をいかにして増加させるかが喫緊の課題である。
当委員会では、町の定住人口促進に資するため、25年で人口が倍増している富山県中新川郡舟橋村を視察し、人口増の要因や村独自の取組みなどについて学んだ。
1 舟橋村の概要
富山県のほぼ中央に位置し、隣接する富山市のベッドタウンとして、人口・世帯数ともに大幅に増加している。
○面積…3.47km²
○日本一面積の小さな自治体
○人口…3,137人
世帯数…1,093世帯（9月現在）

経済福祉常任委員会

農産物産地化及び6次化への取組み（富山県舟橋村）

【調査日：令和元年8月26～28日】

町では、農業の再生を復興の柱に位置付け、震災以前より主力作物だった水稻栽培に加え、新たな農産物の産地化に取り組んでいる。

当委員会では、今後の町の農業再生に資するため、農産物産地化及び6次化の先進地として、富山県舟橋村を視察し、法人による農業経営や農産物の商品化へ向けた取組みなどについて学んだ。

1 舟橋村の農業の概要

- 作付の状況
- ・農地面積 約180ha
- ・農地の86%が米の作付
- ・野菜は11%（白ネギ、カボチャ等）
- 認定農家（担い手）
- ・10経営体（個人5、法人5）
- 集積率58%
- 課題
- ・経営体の高齢化、後継者不足

2 村内農業者の取組み

- 農事組合法人東和
- ・富山市の酒造会社へ米の供給。その酒粕を利用した味噌を製造、販売。
- （株）森崎
- ・建設業から新規参入し、水耕栽培によるトマトの生産、直売、加工品開発を行っている。
- 北陸機材（株）
- ・道路照明等の会社から農業へ参入。レタスの水耕栽培（植物工場）に取組み、県内スーパーや県外のホテル、飲食店へ納入している。
- 農業ブランド化への取組み
- ・若手生産者が中心となりプロジェクトチームを立ち上げ、作物のPRやドローンを活用したスマート農業により、法人強化、農産物のブランド化を目指す。

3 6次化の取組み

- お※（こめ）食堂
- ・富山地方鉄道本線「越中舟橋駅」内で営業している農家レストラン。
- ・富山県の6次産業化事業補助金を活用して開業。
- ・地元舟橋村産のコシヒカリや玄米、野菜、味噌、麴などを使った健康的な料理を提供。
- ・商品化した玄米の販売も行っている。



トマト工場の視察

4 まとめ

舟橋村では、異業種法人の新規参入などにより担い手の確保につなげており、今後町でも参考とすべき事例であった。

また、6次化への取組みとしては、若手生産者が中心となったプロジェクトチームの立ち上げや地元食材を使った農家レストランなど、行政だけに頼らない自主的な取組みが見られた。

次世代へ町の農業を引き継ぐため、生産者の発想力や民間の活力を上手に活用していくことが重要である。

2 「舟橋村環境総合整備計画」の策定

- 平成20年・富山大学との包括連携協定締結。
- 舟橋村環境総合整備計画
- ・将来像・ベッドタウン
- ・目標…子供を育てるなら舟橋村！住み続けられるなら舟橋村！
- ・子育てサービスの充実…5年間で40世帯の子育て世代の人口流入、年間30人の出生・持続可能な村へ地域として生き残る。

3 地方創生への取組み

- 異業種間連携のプラットフォームづくり
- ・産（産業）学（大学）官（村）金（金融機関）が連携。
- モデルエリアの整備
- ・子育て支援賃貸住宅、子育て支援センター、公園の整備。
- ・「与えられるサービス」から住民自らが「関わる楽しさ」への転換。

4 まとめ

舟橋村は、立地の良さや交通の利便性などの好条件が要因となり人口増加につながったと言える。しかし、流入人口を継続させるための様々な政策は、町としても参考となるものであった。大学や民間企業との連携により、正確な現状把握と課題の分析、政策の検証を実践しており、住民を主体的に参加させる仕掛けづくりも非常に優れていると感じた。

当町より小規模な自治体であるが、さまざまな先進的な取組みを実践し、定住人口の増加につなげていた。当町においても、住民主導や大学・民間企業との連携など、多くの意見を取り入れる政策決定の手法を参考に、定住人口増加につながる魅力あるまちづくりを推進すべきである。

議会報告会並びに意見交換会

「榎葉町議会報告会並びに意見交換会」を下記の日程にて開催いたします。
皆様のご意見などをお聞きし、今後の議会活動に活かしたいと考えておりますので、
多くの皆さまのご参加をお待ちしております。

◆開催日 12月21日(土)

〈どちらの会場でも来場可能です〉

時間	会場
10:00~	みんなの交流館 ならはCANvas (笑ふるタウンならは内)
13:30~	地域交流文化拠点 榎葉まなび館 (旧榎葉南小学校) ランチルーム

令和元年12月定例会は、**12月11日(水)**から開会予定です。

【開会日は変更となる場合があります。予めご了承ください。】

●場所

榎葉町役場 3階 議場

※議会を傍聴される際には、決まりを守り
静粛に傍聴されるようお願いいたします。
なお、席には限りがありますので、予め
ご了承ください。



◆傍聴の際守っていただくこと◆

- ①携帯電話等は電源を切るか、音を発しないように設定してください。
また、通話や撮影、録音は行わないでください。
- ②傍聴席では静粛を旨とし、次の事項をお守りください。
 - ・議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - ・談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
 - ・飲食又は喫煙をしないこと。
 - ・みだりに席を離れないこと。
 - ・不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - ・その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。